

アベノミックスの本質

緊急避難・ショック療法・例外権力

竹田茂夫

法政大学・経済学部

※ 本稿は二〇一三年一月一六日の「第三八回社会運動ユニオニズム研究会」で発表した報告を補充・拡張したものである。二〇一四年一月一七日の「出版労組・討論集会」でもほぼ同じ内容の報告をした。

はじめに

アベノミックスに関してはすでに多くの論評がある。しかし、九〇年代後半の日本型ケインズ主義（公共事業を国債発行でファイナンスして国債発行残高の膨張のきっかけとなった）や二〇〇〇年代初めの小泉構造改革と比べると、政策パッケージや政策理念として、どのような特徴をアベノミックスは持っているのであろうか。この点に関する論評はあまりないように思われる。本稿では、緊急避難、ショック療法、例外権力^①の三つの視点からアベノミックスを考えてみたい。

緊急避難

第二次安倍政権には様々な「……会議」が乱立している。表面的には、主要な対立軸は、旧通産省流の産業政策と八〇年代の中曽根民営化路線や二〇〇〇年代の小泉政権の新自由主義との対抗関係にあると見られている。たしかに、首相側近（首相政務次官や事務秘書）に経産省の元幹部が配置され、エネルギー計画や原発再稼働に関して経産省が影響力を発揮している。成長戦略を議論するものとして設けられた産業競争力会議には、「安倍内閣は市場原理主義ではない」と公言する経産相をはじめ、原発再稼働と原発の国家管理を主張する財界人がいる。しかし、同会議の市場原理派の経済学者や経営者は、電力市場重視の観点から原発の国家管理には必ずしも賛成していないかのようである。他方、規制改革会議の雇用ワーキング・グループでは、雇用の市場化に関して昨年（二〇一三

年）一〇月に報告書を出して、「限定正社員」をはじめとする、市場主義にもとづいた雇用慣行改革の提案をした。さらに、今年（二〇一四年）から本格的に始動する手筈の戦略特区諮問会議では、小泉構造改革を支えた当時の経済財政諮問会議をモデルに、戦略特区という新手法で市場原理を導入しようとしている。

このように、アベノミックスには国家主導と市場原理が併存するのだが、現政権はさらにデフレ脱却を達成するために、逆所得政策とでもよぶべき政労使協議を設けて、今年の春闘で経営側に賃上げを要請するに至っている。

経済政策の観点から見れば、互いに矛盾する政策や理念が、状況に強いられて整理されずに併存していることになるが、この緊急避難という性格はまず財政政策にみることができる。

民主党政権では、過大な公共事業は少なくともタテマエとして、(1)巨額国債残高をさらに積み上げることになる放漫な赤字財政、(2)公共事業の費用と便益の不均衡、(3)地元への利益還元と票の交換を基にした戦後の自民党支配、等の観点から批判されてきた。二〇一一年の大震災はこれを一変させ、震災復興と今後の震災に備えるための国土強靱化を名目として、公共事業はいわば免罪され復権した。同時に、赤字財政でファイナンスされた公共事業は、民間需要の落ち込む不況時の政府支出拡大を正しい経済政策として主張するケインズ主義によって、理論的にも正当化された。公共事業は、震災復興の

名目で政治的にも、経済理論的にも、緊急避難として正統化されたのである。

実際、公共事業費は、民主党への政権交代によって七兆七〇〇億円（二〇〇九年度）から三年ほどの間に、四兆五七〇〇億円（二〇一二年度）へ急減したが、二〇一二年末の第二次安倍政権の登場以来、再び五兆二九〇〇億円（二〇一三年度）、五兆九七〇〇億円（二〇一四年度）と急増している。これに二〇一二年年度補正予算（昨年三月）における復興・防災関連連費三兆七九〇〇億円、二〇一三年度補正予算（今年二月）における復興・防災・施設関連連費三兆四〇〇〇億円が加わる。

このような緊急避難的な公共事業の乗数効果は、現在のところ明確ではないが、事後的な成長寄与度として見れば、公的需要は二〇一三年の第1および第4・四半期の実質成長率をそれぞれ年率で1%ほど引き上げ、第2および第3・四半期には年率で2%ほど引き上げたものと推定されている。日銀の「さくらレポート」は、昨年から今年初めにかけて東北地方の公共投資が大幅に増加し、地域の経済を支えたことを報告している。いうまでもなく、このような公共事業の拡大は財政の持続不可能性への懸念を強め、長期的に国債価格暴落のリスクを高める。

黒田日銀の政治的位置

アベノミクスの緊急避難的性格は、金融政策

に色濃く反映されている。いわゆる黒田日銀のショック療法に関してすでに多くの論評がある。ここでは本稿に関連する論点だけを整理しておく。

黒田日銀の金融政策（二〇一三年四月四日発表の「量的・質的金融緩和」）がなぜ緊急避難の性格を持っているかについては、この一五年ほどの金融政策の経緯だけでなく、制度としての日銀をめぐる議論を振り返る必要がある。

第二次大戦中の一九四二年に制定された旧日銀法は、戦時経済統制の必要性から日銀を大蔵省の管轄下においていたが、戦後は法の運用によって、日銀の事実上の政治的独立性をある程度確保しようとする考え方に従っていたように思われる。それでも、たとえば日銀総裁が、大蔵次官経験者と日銀生抜きで擢掛け人事で決められていたり、あるいは田中角栄の列島改造計画に当時の日銀が協力して、過剰流動性と狂乱物価の責任を問われたこともあった。さらに、一九八〇年代終わりのバブル発生の一因となった（当時としては）歴史的な超低金利に關しても、重要な金融政策が日銀内のどのような議論を経て策定されたか、外部者にとつてまったく不明であり、金融政策の背景を明らかにして将来の教訓とするという当然の手続きが不可能な状態にあった。

中央銀行の政治的独立性（その時々々の政権の圧力に屈しない）を制度的に保証することが、長期的な中央銀行の信頼性を高め、もつとも

確かなインフレ対策となるという当時のアカデミックなコンセンサスも背景にあり、金融政策の透明性と日銀の政治的独立性を謳う新日銀法が一九九八年に成立した。

しかし、中央銀行の政治的独立性とは、必ずしも一義的に定義されるものではなく、現実の政治的環境に置かれれば容易に崩れてしまう脆弱なものでもある。たとえば、物価水準の安定を図ることが中央銀行の重要な使命であることはコンセンサスがあるとしても、物価目標やインフレ目標の具体的数値に關しては、手段独立性と目標独立性の二つの考え方がある。実際、イングランド銀行（英国の中央銀行）には、政府の決めた目標を達成するための手段独立性だけが保証されているのに対して、最強のインフレ・ファイターと言われた旧ブendesバンク（旧西独の中央銀行）や、その伝統を受け継ぐ欧州中央銀行や米国の連邦準備制度理事会や新日銀法成立以降の白川総裁までの日銀は、程度の差はあれ、目標独立性を持っていると解釈されている。

黒田日銀が成立した経緯にはすでに多くの報道がある。総裁と副総裁の一人は、政権の意図を体现して金融政策を運営すべく日銀に送り込まれた政治任用であり、他の審議委員の多くも暗黙の政治的圧力と、株価上昇と円安をすでに織り込んでしまった金融市場からの圧力によって、政権と日銀新総裁への同調を強いられたものと考えざるをえない。黒田日銀とは、新日銀

法の精神に反していわば自ら政治的独立性を放棄した中央銀行であるともいえる。目標独立性だけでなく、インフレ目標の設定と長期国債の大規模な買入という金融政策の手段に関しても二〇一二年暮れの選挙前後から自民党公約と安倍総裁の主張に完全に同調している以上、手段独立性も放棄したことになる。

安倍政権の強権的体質は、二〇一二年の選挙中から明白であった。日銀総裁の罷免権を含む日銀法再改正の提起で当時の白川総裁と日銀首脳を恫喝し、安倍政権成立直後の二〇一三年初頭には、自民党選挙公約のインフレ目標を日銀に認めさせたという経緯がある。

政治的独立性の放棄が深刻な問題となるのは、長期金利が上昇し始める局面である。二つのケースが考えられる。ひとつはインフレ目標が達成されて量的緩和の出口戦略を実行しなければならぬ場合である。長期金利を分解して短期の政策金利とリスク・プレミアム^⑧の和として考えると、前者は（たとえば、ゼロ金利のように）制御可能でも、後者は金融市場の投資家もつ長期期待に依存するので制御可能ではない。ケインズが指摘するように、本来、長期期待はきわめて不安定なものであり、突発的なニュースに感応してリスク・プレミアムが予測不可能な動きを見せるのは例外ではない。国債発行残高の規模と財政の持続可能性に対する疑念が広がれば、長期金利がインフレ目標の二%に見合う水準で安定的に推移する保証はまった

くない。

このような場合には、たとえ中央銀行の政治的独立性が保証されていても、長期金利が急騰し国債利払い費が膨張して、財政破綻の可能性が切迫してくると、中央銀行は「財政ファイナンス」（政府発行の国債を中央銀行が直接引き受ける）を実行せざるをえなくなる。まして現在の日銀のように、政権の介入で成立したという経緯から、はじめから緊急時の国債引受が当然視される場合には、ただちにハイパー・インフレの予想が市場で形成され、貨幣からの忌避が生じて、自己実現的預言のメカニズムを通して実際にハイパー・インフレが生じることになる。

別のもっと直接的な危機シナリオも想定可能である。大規模な自然災害や原発事故で経済活動が長期にわたって混乱するような事態では、将来の財政破綻を現在の資産価格に織り込むことで長期金利は急騰する。財政だけでなく、日本の経済活動そのものの対する疑念が広がれば、国債価格暴落と資本逃避にともなう円の暴落が生じうる。

非伝統的金融政策

昨年四月の記者会見で、黒田日銀総裁は質的・量的金融緩和と称する政策パッケージを公表した。主な内容はつぎのとおりである。(1)明示的なインフレ目標——二年という期限を区

切って、消費者物価指数で測ったインフレ率を二%にする。(2)量的緩和の拡大——年間で六〇兆円から七〇兆円のマネタリー・ベースを供給して、二〇一三年末の目標水準を二〇〇兆円に、二〇一四年末に二七〇兆円に設定する。(3)長期国債買入——長期国債を年間五〇兆円程度買入れる。日銀保有の長期国債の平均残存期間を現在の三年程度から七年程度へ引き延ばす。(4)その他——従来の「国債買入基金」を長期国債買入に吸収し、日銀の長期国債保有額を現金通貨発行額の限度内に収めるという「銀行券ルール」を廃止する。

このような政策パッケージが、それまでの日銀の非伝統的金融政策と異なるのはどのような意味においてであろうか。実は、黒田日銀の政策手段は、一五年にわたる日銀の非伝統的金融政策によって編み出されてきたものであった。

見方によっては、インフレ目標そのものも事実上実行されてきたものと解釈することもできる。一九九〇年代終わりに、日本の金融システムは危機的状況を経験し（一九九七年と一九九八年に大型の金融機関破綻劇があった）、従来の短期金利の操作では不況とデフレから脱却できない「流動性の罠」に陥ったと考えられた。この状況を打開するために、一九九九年から二〇〇一年にかけて発明されたのが、ゼロ金利・時間軸・量的緩和からなる非伝統的金融政策の三点セットである。二〇〇六年にこの三点セットが解除され、一%程度のインフレ率上昇をめざ

す「中長期的な物価安定」が発表された^⑩。インフレ目標論を十分に視野に入れながら、狭義のインフレ目標の制約に拘束されずに、中長期的な物価安定を重視する立場から構想された政策理念であり、フレキシブルなインフレ目標と理解することもできる。

この「中長期的な物価安定」策は、二〇〇八年のリーマン・ショック、二〇一一年の大震災と欧州経済危機によって変更を余儀なくされる。二〇〇八年末の金融緩和（政策金利の引き下げ、長期国債買入の増額、CPや社債の買入等）は、状況の激変に対する十分な対応とはみなされずに、円高と株安は同時進行していくことになる。しかし、二〇一〇年には、研究開発・インフラ・環境・医療等の成長産業へ融資する銀行に對して、日銀が長期低利の資金供給を行なうという「成長基盤強化」という新機軸^⑪や、二〇一〇年一〇月の「包括的金融緩和」が発表された。後者はゼロ金利政策への復帰と時間軸の明確化を図るとともに、「買入基金」を創設し、従来の長期国債買入とは別枠の長期国債買入や各種のリスク資産（CP、社債、ETF、J-REITなど）を買い入れて、長期資産のリスク・プレミアム縮小と長期金利低下を狙ったものである^⑫。買入基金の規模（上限）は当初の三五兆円から次第に増加し、二〇一二年末には九一兆円にまで拡大する。同年四月の買入基金上限の引上げによって、年間で四〇兆円程度の長期国債が買い入れられることになり、年間の国債発

行額とほぼ見合う水準になった。この点から事実上の「財政ファイナンス」が行なわれるようになったという解釈もある。さらに二〇一二一年一〇月には、銀行による企業等への貸出増加分を日銀が低利で無制限に供給するという「貸出増加支援」も創設された^⑬。

ショック療法——市場心理の操作

このように一五年ほどの間に、とくに二〇〇八年以降の白川総裁時代の日銀は、リーマン・ショック、大震災、欧州経済危機等の度重なる危機に對して、非伝統的な金融政策手段を次々に繰り出してきたと評価することもできよう。しかし、同じ政策手段をとる黒田日銀が特異なのは、長期国債買入の規模そのものというより、投資家・経営者・消費者のインフレ期待を操作するという意図を明確に公表した点にある。

従来、中央銀行と市場には「対話」があるべきだとされてきた。つまり、金融政策は予測困難な市場の反応と心理を探りながら、タイミングと介入規模を勘案しつつ政策手段を選ぶといった「中央銀行のアート（職人芸）」が必要とされてきた。これに對して、黒田日銀は、ベース・マネーを供給できるという中央銀行の経済権力を前面に押し出して、二年間で二%のインフレ率達成という公約を自らに課したのである。

量的緩和は、三つの経路を通じて効果を発揮

するというのが教科書的説明である。第一は、実質金利が低下して設備投資等の需要を刺激し、景気回復に至る経路であり、第二は、日銀当座預金残高の積み上げと長期国債の日銀買入によって、国債からその他のリスク資産へ銀行のポートフォリオ転換を促す経路であり、第三はインフレ期待の醸成である。

黒田日銀の思惑としては、つぎのような推移が理想的なものと想定されたのであろう。当初はインフレ期待が高まるが（第三の経路）、名目金利がまだ低いままであるため、実質金利（＝名目金利－インフレ率）が低下して、第一の経路を通じて投資が刺激される。成長率が上昇したところで、次第に名目金利も上昇してくるが、それは想定内の事態であり特別の障害にならない。長期国債の日銀買入で長期金利が低下し（国債価格が高まり）、銀行が国債から株などへ乗り換える。株価やその他のリスク資産の価格が上がれば、資産効果で消費を刺激したり、投資資金の調達を容易にすることになる。第二の経路が効果を発揮するというわけである^⑭。

問題点は三つある。まず、インフレ期待が形成されるという理論的・実証的保証がない。従来、短期金利の操作のような微小な政策変数の変化が、貨幣集計量（M2など）を経て経済活動にどのように効果を伝えるかという「金融政策のトランスミッション・メカニズム（伝達経路）」は金融論の難問であり、複数の仮説が対

立している。黒田日銀の場合には問題はさらにむずかしい。捉え難く不安定な市場心理が政策目標であり、前例のない規模の量的緩和といっても、それがどのように期待を変化させるかというメカニズムはまったく不明である。

経済理論には、市場心理の変化は予測不可能であると想定する複数均衡の理論がある。たとえば、好景気の期待が設備投資を喚起して、乗数過程を通じて有効需要が増えて実際にGDPが拡大するといった「自己実現的預言」によって、ひとつの均衡が定義される。同様に、不況が持続するという悲観的予想が需要の低迷をもたらして、実際に不況が持続するというメカニズムで、別の均衡が定義される。二つの均衡のうち、どちらが生起するかは、初期条件である期待の状態によるというわけである。悪い均衡から良い均衡へのジャンプやその逆は予測不可能であることになる。

インフレ期待の形成に関しては「時間的整合性」の問題も指摘されてきた。インフレ期待の形成を初めて明確に主張したP・クルーグマンの「流動性の罫」モデルでは、時々々の情勢にかかわらず一貫して金融緩和の姿勢を貫くといった(安定した物価水準が第一義の伝統的な中央銀行としては)「無責任な」金融政策にコミットすれば、民間のインフレ期待が形成されるはずだと考える。しかし、眼前に展開するインフレ昂進を、センソラル・バンカーが座視するかどうかはきわめて疑わしい。金融緩和のコミッ

トメントを反故にして、金融引締めに転換する可能性のほうが高いであろう。「時間的整合性」の問題とは、このような将来の金融政策の転換は、現在でも十分予測可能であるから、そもそも中央銀行が「無責任な」金融緩和を公約しても、市場の信頼を得ることはできないであろうという議論である。

黒田日銀の第二の問題点は、長期金利急騰のリスクである。リスク・プレミアムの本来の性質から、市場参加者は中央銀行の発するメッセージに過敏に反応しがちである。たとえば、昨年五月に連銀議長が金融緩和と縮小へ言及しただけで、米国の金融市場に波乱をもたらした事例がある。黒田日銀の場合には、二%のインフレ目標が当然含意する二%以上の長期金利の予想と、巨額な長期国債買入による長期金利抑制の二つの矛盾するメッセージによって、昨年四月と五月に国債先物市場は混乱した。

インフレ目標が達成されたと仮定しても、長期金利上昇によって国債利払いが急増して財政悪化を招き、財政破綻を座視することが不可能な日銀が、いわば状況に迫られて財政ファイナンス(国債の日銀引受)に踏み込むというシナリオも想定可能である。その場合には、財政ファイナンスによって引き起こされるインフレは、すぐにでもインフレ目標を上回ってしまうものと考えられる。つまり、インフレ目標政策の本来の役割であるインフレ抑制が不可能になることもありうる。

大規模な量的緩和の出口戦略に関して、金融の専門家から懸念する声が多く聞かれる。市場心理の操作によって、一時的に政策目標を達成できたとしても、中央銀行の資本毀損、財政ファイナンス、ハイパー・インフレ、資本逃避などの深刻な副作用を引き起こすリスクがあるものとしなければならない。

黒田日銀の第三の問題点として、二%のインフレ目標が首尾よく達成されたとしても、実際に有効需要を喚起するかどうかは疑わしいという論点がある。前掲のクルーグマン・モデルでは、期待インフレ率の上昇によって実質金利(＝名目金利－期待インフレ率)が十分に下がれば、投資や消費が増えるものと想定している。しかし、投資需要、とくに設備投資は多くの要因によって決まるのであり、実質金利の引き下げだけで日本経済を構造的なデフレや不況から抜け出させることは不可能であろう。需要喚起と成長軌道への復帰のための具体策が必要なのである。まさに、これが内外の投資家がアベノミクスに求めるところであり、彼らがこれまでに公表された成長戦略に失望する点でもある。

TPPと戦略特区

——新自由主義の新しい手法

昨年六月に産業競争力会議が成長戦略の素案を発表した。多くの項目が並ぶ一〇〇ページ近

くの素案は、国家主導の産業政策と市場重視の新自由主義の混合物だが、基調には革新（イノベーション）と市場獲得をめぐる国家間のグローバル競争を勝ち抜いて、最先端に再び躍り出るといったレトリックが用いられている。グローバル競争の手段として市場主義と企業家精神を用いるといったスタンスである。

総花的な成長戦略をあえて整理すればつぎのようになる。政府による産業育成と市場の創設という積極的な国家介入と並行して、雇用・医療・農業等の各分野で「岩盤規制」（既存の制度・慣行や既得権益）を排除して革新と競争の市場原理を導入する、という構成である。いわば、国家の介入と市場原理の二本立てである。市場創設のうち注目すべきは、上下水道・道路・図書館・空港などの社会共通資本の運営管理を、民間企業に委ねるコンセッション方式の民営化（いわゆる公設民営）である。他方、「岩盤規制」を打破する方法として、この素案だけでなく、他の多くの会議や委員会の報告書から読みとれるのは、TPP（環太平洋経済連携協定）と戦略特区である。

新自由主義はチリのピノチェト政権や一九八〇年代の英米の政権のように、軍事クーデターや選挙で政治権力を握り、国家主導の上からの改革として、経済と社会の全面的市場化を目標に掲げる理念と政策パッケージの組合せであると理解されてきた。しかし、TPPと戦略特区は、新自由主義を日本のような先進国に導入し

ようとする新しい迂回路を提供する。

すでに多くの論評があるように、TPPは単なる関税引き下げ協定ではない。外資の投資権益保護のルールを域内で共通化することで、結果として参加国の法制度や慣行への介入や、場合によっては社会の再編さえもたらす可能性をもつ劇薬である。たとえば、TPPの前身である北米自由貿易協定（NAFTA）によって、メキシコの伝統種トウモロコシは、米国から大量に輸入される安価な遺伝子組換え種に淘汰され、伝統農業の小農民は経済難民化し米国へ違法移民として流入した。メキシコにとっては、伝統農業と小農コミュニティの解体と引き換えに、米国やカナダへの工業製品の輸出基地の地位を獲得したことになる。二〇一四年二月にTPPに付随する日米交渉が頓挫したのもひとつには日本の農産物関税の引き下げによる農村コミュニティの壊滅的打撃が政治的に許容されないからである。

TPPのなかでもとくに問題視されるのが、米国や日本の大企業にとって有利な知的財産権の強化とISDS条項（投資家・国家紛争解決条項）である。前者はIT企業やハリウッドなどのコンテンツ産業、世界の製薬大手の利益確保にとってきわめて重要な制度であるが、他方、薬品や手術法などの特許は途上国の貧困層にとって致命的な事態になりかねない。

ISDS条項

自由貿易協定のISDS条項がどのような国の法制度を侵食するかについては、NAFTAに関して多くの具体例がある。元来、ISDS条項は、訴訟コストと裁判の長期化を忌避する私企業間の和解のシステムを原型としている。したがって、審判には控訴審がなく、審判は世銀と国連にそれぞれ置かれた専門部署が担当し、判事も事案ごとに国際私法が専門の法律家に依頼する形をとる。

NAFTA締結の際には、メキシコに投資した米国やカナダの企業の資産や権益がメキシコ政府によって不当に没収・侵害されないように、この条項が条約に付け加えられた。実際、一九九三年にNAFTAが米議会で議論された際には、同条項が米国やカナダに適用されるとは想定されず、議員がその点に注目することはまったくなかったという。同条項の重大な意味が理解されなかったのである。

NAFTAで同条項がどのように機能するかについて、初期の二、三の例を見てみよう。最初の例は、メタノールを生産するカナダ企業が、健康被害があるとしてメタノールを含むガソリン添加物を禁止したカリフォルニア州を、差別的取扱いの廉で提訴した件である（一九九九年）。この提訴は同年却下された。つぎに、米国の世界最大手の宅配業者UPSがカナダ公営

の郵便小包事業を提訴した件で、公営サービスの一環だから不当に優遇されているというのである。大きな注目を集めたが、却下された（二〇〇〇年）。最後の例は、米国の廃棄物処理業者がメキシコの地方自治体と州をそれぞれ提訴した件で、地方自治体は処理場建設を不当にも許可せず、州は同処理場を含む地域を生態系保護区として指定したことは、補償なき公用収容にあたる」と主張した。この件は業者の勝訴で補償金一六〇万ドルを得た（一九九七年）。

このように、自由貿易協定のISDS条項は一国の主権や法制度を飛び越えて、外国企業の権益を守る役割を担う。その役割は、国家による不当な私有財産没収や補償なき公用収容に対抗するという意味合いをはるかに越えている。TPPで懸念されるのも、参加国の公的医療保険、環境保護、食品安全規制などの国民の身体と健康に直接かわる制度や慣行が、外国企業の権益を侵害するといった主張にもとづいて、無効にされるという重大な危険性である。ただし、TPPの場合には、日本企業が進出先の規制や法を提訴して、途上国の主権や国民の利益を侵害する加害者の立場になりうることも念頭においておくべきであろう。

例外権力——戦略特区の場合

TPPと並んで、戦略特区は「岩盤規制」に穴をあけるドリルの役割を担うものと喧伝され

ている。産業競争力会議の成長戦略（素案）はすでに言及したが、さらにそのドラフトと目される荒削りのメモがある。同会議に集まる、日本を代表する大企業経営者と、小泉構造改革以降、この種の会議に常連の市場原理派の経済学者の本音が透けて見える興味深い文書である。

彼らの視点は「世界一ビジネスのしやすい事業環境に」絞られる。そのための方法論として、戦略特区の役割がつぎのように明確に書かれている。「世界一ビジネスのしやすい事業環境を先行して実現する。雇用制度、コーポレート・ガバナンスなど、ビジネス環境に直結する規制制度について、国際先端テストの結果を直ちに全国展開できない場合は、特区で先行。」

つまり、労働法のように全国一律に適用される制度や規制を打破できない場合に、例外として、法や規制から免れることができる機会を作ろうという意図である。いわば企業のための治外法権である。したがって、特区や立地というのは、地理的領域を必ずしも意味するわけではない。たとえば、省庁の縦割り行政を打破する「霞が関特区」、公設民営を推進する「コンセッション特区」、おそらくは法人税ゼロを意味する「税制改革特区」、株式会社病院経営で医療観光を進める「医療ツーリズム特区」、シリコンバレーを追う「イノベーション特区」、地域単位ではない「法人単位の特区」、等々。言葉遊びの背景には、法や規制から解放されれば、革新や起業や新規事業は叢生するという素

朴な信念がある。市場が経済と社会にもたらす深刻な負の効果や、逆に、法や規制の果たす役割にはまったく言及がない。

この竹中メモには、韓国の経済自由区域とシンガポールと香港を比較した表がある。この三つの地域を法人税の実効税率、企業への租税減免措置、外国語利用の状況、外国人のための教育機関や医療機関やカジノ、労働規制の程度などで比較しているが、表の意味するところは明白である。グローバルな経済特区競争に安倍政権も打って出ようというのである。

しかし、このような比較や政策には多くの問題がある。たとえば、シンガポールは、中国の改革開放期の経済特区（深圳、珠海）や沿海開放圏（上海、大連、珠江デルタ）のような、低賃金の膨大な数の単純労働者を提供する特区と異なり、あるいはフレキシブルな労働力を供給する韓国の特区と異なり、グローバル競争のなかで先端を走る先進国型の特区である。国際金融の要として、あるいはIT産業やバイオ産業における専門知の国際集積地として発展し、大成功を収めてきたように見える。

ただし、シンガポールの成功は特有の条件が重なってもたらされたものである。海上輸送の中継地として機能し、多くの人種の行きかうコスモポリタンな海峡都市が、権威主義的な政治家によって統合され、厳格に管理された社会に変貌したのである。外国人や移民は、学位・専門職資格・専門技能等で厳密にランクづけられ、

最下層の外国人単純労働者には最低賃金や永住権資格もない。

このような戦略特区は日本の都市の一面で可能であろうか。可能であったとしても、どのような機能と逆機能をもつであろうか。さらに、シンガポール型の特区経済を日本全体に広げようとすることにどのような意味を見出せるのか。

成長戦略は成長をもたらすか^③

最後に、日本企業の生産性計測の実証研究から、医療や教育の規制緩和と公共サービスの民営化によって、外資の日本への直接投資と日本の大手製造業の国内回帰を呼び込み、あわせて非製造業部門で情報通信技術への投資を行なうことで、日本の潜在成長率を底上げすることができる^③との主張を検討しよう。

議論の中心にあるのは全要素生産性（TFP）という概念である。（原材料を控除したネットの）生産物は資本と労働という二つの生産要素を投入して生み出されるが、生産物への資本の貢献分と労働の貢献分を合わせても、なお、実際に生み出された生産分のほうが大きければ、この残余部分は資本と労働以外の要因に依存して決まると考えられる。これをTFPと呼んで、技術の貢献分と考えるのである。この定義からわかるように、TFPは、付加価値から資本コストと労働コストを差し引いた収益（純利潤）に相当する。

この議論はつぎの一連の命題で表すことができる。

- (1) 一九九〇年代半ばから約一〇年間の日本の成長率の低迷は、TFP上昇率の低下で説明できる。したがって、人口減少社会でもTFP上昇率を高めれば、成長が可能である。
- (2) 大手製造業のTFPは高いが、海外進出のため国内で投資をしないし、雇用を生む力は弱い。
- (3) 外資の対日直接投資（による工場や事業）のTFPは高く雇用も生むが、安定的な雇用は必ずしも保証しない。
- (4) 大手製造業の国内投資や外資の対日直接投資が少ないのは、厳しい規制や高い法人税などの立地条件が不利だからである。
- (5) 非製造業のTFPは低く、通信情報技術の投資が不足している。
- (6) 公共サービスのTFPも低い。

以上から導かれる政策提言は明らかで、日本経済をモダストな成長軌道に乗せるには、需要拡大が見込める医療や教育の規制緩和、公共サービスの民営化、法人税減税、製造業の海外移転を不必要にする相手国の関税引き下げ（自由貿易協定）、非製造業へのIT投資による効率化等を実行すればよいということになる。実際、深尾京司によれば、このような政策の組

合せて潜在成長率を二%近く引き上げることが可能であるとの試算もしている^④。

このような議論に対してただちにつきのような疑問が生じるはずである。第一に、規制緩和や民営化のコストはゼロではなく、医療や雇用や公共サービスの民営化を判断するには、効率性や生産性以外の価値基準を必要とする。第二に、規制緩和、法人税減税、FTAといったサプライサイドの条件を外資や日本の製造業大手に提供したとしても、大きな需給ギャップがある状況で国内投資を増やすであろうか。第三に、非製造業の低水準の通信情報投資や、その結果としての低いTFPは、雇用過剰であることを示唆しているから、逆に流通・小売り・観光・飲食業、対家計サービスなどを効率化すれば、かなりの労働力がそれらの部門から吐き出されることになる。つまり、TFPの意味での効率化は失業率の上昇というコストをとまうはずである。

総じて、この議論では、TFP上昇率と成長率の引上げが社会的なコストを招くことなく実行可能であるという非現実的な想定が前提となっている。たとえば、混合診療や株式会社法の病院経営や医療観光が広く行なわれるようになり、他方で社会保障改革によって公的保険が切り詰められていけば、医療の社会的格差は倫理的に正当化できないほどにまで広がるであろう。

（一）新自由主義と例外状況を結びつける議論は、優

れた研究、アイファ・オング『アジア、例外としての新自由主義』（作品社、二〇一三年）から学ぶところが多かった。

(2) ただし、この全額がいわゆる公共事業費に相当するわけではない。

(3) 二〇一四年二月一七日発表の内閣府GDP速報などによる。二〇一三年の実質成長率一・六％は、外需の落ち込みが民需と公的需要の伸びを引き下げたことによる。

(4) 日銀「地域経済報告」（二〇一四年一月）二〇一三年七月および一〇月。

(5) 中央銀行は物価安定を目標とする金融政策だけでなく、決済システムや信用秩序の維持が重要な役割とされている。米国の連邦準備制度理事会はさらに雇用の維持にも一定の責任を負っている。

(6) 安倍政権が成立し、日銀への政治的圧力が強まっていた二〇一二年末の段階で、当時の審議委員会では政権との全面的対決のオプションも議論されたという。たとえば、「守るのは組織、日銀の重苦しい朝」日経新聞二〇一三年二月一日。

(7) 二〇一三年一月二三日の政権と日銀の共同声明。

(8) 量的緩和の段階的縮小（tapering）が、金融政策の視野に入りつつある米国の金融政策にとって市場心理の不安定性による金融市場の波乱は現実の問題である。昨年夏にテイパリングへのバーナンキ議長の言及によって、金融政策の先行きに関するそれまでの市場の予想が攪乱されて、長短金利が急騰した。

(9) くわしい説明は省略する。時間軸政策はゼロ

金利の持続を市場参加者に納得させるために、現在の時点で将来の金融政策にコミットするという考え方にもとづく。将来、日銀が市場の予想を裏切って方向転換することをあらかじめみずから禁止するものであり、その点に関する限りインフレ目標と共通する。

(10) 日銀「新たな金融政策運営の枠組みの導入について」二〇一〇年三月九日。

(11) 日銀「当面の金融政策運営について／別紙 成長基盤強化を支援するための資金供給について」二〇一〇年六月一五日。産業政策に接近することのような施策は、中央銀行としては異例である。

(12) 買入基金による長期国債買入によって、「長期国債買入は銀行券発行残高を上限とする」という銀行券ルールが無効になったことを意味する。リスク・プレミアム縮小は特定の金融資産の価格に影響を与え、従来金融政策とは異質である。

(13) 日銀「金融緩和の強化について」二〇一二年一〇月三〇日。

(14) 「黒田緩和を聞く」日経新聞二〇一三年六月六日。たしかにメガバンクは長期国債保有額を減らしたが、地銀や中小銀行はいまだに長期国債売買に収益を依存している。日銀・資金循環表、「インタビュー」三井住友FG社長」日経新聞二〇一三年二月二四日。

(15) 一九九七年のアジア経済危機が予測不可能な突発的事態であったことが、複数均衡モデルを正当化する根拠とされた。

(16) *Brookings Papers on Economic Activity* 2, 1998, pp.137-205.

(17) クルーグマンは一五年間にわたって四％程度のインフレ目標を設定すべきだと主張する。前掲論文。グローバル金融が激変するなかで、一五年にわたる政策コミットメントは非現実的である。

(18) 最近の論文は、二〇〇七年から二〇〇八年の金融危機を引き起こしたレバレッジ比率が高い証券投資でなく、レバレッジに頼らない長期国債市場でも、市場心理の不安定性から、金利急騰のリスクがあると主張する。Feroli, M. and et al., "Market Tautness and Monetary Policy," Feb. 2014, Conference Draft.

(19) 長期実質金利（＝長期名目金利マイナス予想インフレ率）がプラスであることを前提している。

(20) たとえば、「長期金利一％越えて日銀が二・八一兆円供給、市場との対話に課題」ロイター二〇一三年五月二三日。

(21) 国債利払い費急騰に対する中央銀行の権限外の政策手段として、消費税の大増税や金融抑圧（強権による金利統制や金融活動の規制）がある。

(22) Feroli, 前掲論文。植田和男「日本売りリスク目配りを」日経新聞二〇一三年一月一六日。翁邦雄『日本銀行』（ちくま新書、二〇一三年）。

(23) 内外の投資家の不評を買った安倍首相の六月五日の演説は、この素案にもとづく。

(24) D・ハーヴェイ『ネオリベラリズムとは何か』（青土社、二〇〇七年）。

(25) 農文協編『T P P 反対の大義』（農文協、二〇

- 一〇年）、田代洋一『反TPPの農業再建論』（筑波書房、二〇一一年）、J・ケルシー編著『異常な契約』（農文協、二〇一一年）。
- (26) 米国内でも、たとえば中西部では伝統的に地域を支えてきた製造業がメキシコや中国に流出し、安定した中間層を解体したという批判がある。たとえばNYT, "Free Trade Accord at 10: The Growing Pains Are Clear," 2003.12.27; NYT, "Twenty Years Later, NAFTA Remains a Source of Tension," 2012.12.7.
- (27) 今年二月まででNAFTAのISDS関連事件が七〇件以上報告されている。Public Citizen, "Table of Foreign Investor-State Cases and Claims Under NAFTA and Other U.S. Trade Deals," 2014 Feb.
- (28) NYT, "Review of U.S. Rulings by NAFTA Tribunals Stirs Worries," 2004.4.18.
- (29) 直接にTPPと関連する例ではないが、昨年、JTはタイのタバコ包装に関する規制が強すぎるとして、タイ政府を現地司法に提訴した。ブルームバーグ・ニュース二〇一三年六月二六日。
- (30) 竹中平蔵文責「立地競争力の強化に向けて」二〇一三年四月一七日。
- (31) オンダ前掲注(1)書、第八章。
- (32) 雇用の規制緩和、医療、農業をめぐる議論は省略せざるをえなかった。労働に関してはフェア・レーバーのサイトにあるパワーポイントを参照されたい。
- (33) 深尾京司・天野倫文『対日直接投資と日本経済』（日本経済新聞社、二〇〇四年）、深尾京司『失われた二〇年と日本経済』（日本経済新聞出版社、二〇一二年）。
- (34) 深尾前掲書（二〇一二年）。

（たけだ しげお）

DVD BOOK **労働のリアル、を描き出す
迫真のドキュメンタリー**

フツ-の仕事がしたい

常識はずれの過酷な労働…。ある青年の生き残るためのたたかい。

土屋トカチ = 監督作品 本編70分+特典映像43分+解説ガイドブック

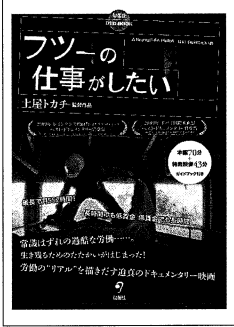
フツ-に働き、フツ-に生きること。それを取り戻すための闘いの記録に、ものすごく大きな勇気をもらった。

雨宮処凛 (作家)

「フツ-に働く」ための道筋を、感動的に、理論的に示している。働く者たちが過酷な時代を突破するために必見。

木下武男 (昭和女子大学特任教授)

英国レイダンス映画祭・
UAEドバイ国際映画祭・
ベストドキュメンタリー賞 **受賞作品**



定価3,360(税込) ISBN978-4-8451-1254-8

旬報社 〒112-0015 東京都文京区目白台 2-14-13
Tel: 03-3943-9911 FAX: 03-3943-8396

<http://www.junposha.com>